

条件付一般競争入札公告

令和6年8月6日

宮古市長 山本正徳

1 工事概要

- (1) 工事名 のぞみ公園遊具更新工事
- (2) 工事場所 宮古市神田沢町地内
- (3) 工事内容 遊具組立設置工（ブランコ N=1基、境界柵 N=1基、ウェーブスライダー N=1基、シーソー N=1基、ブランコ用安全マット N=4枚、ウェーブスライダー用安全マット N=1枚）
作業土工 N=1式
構造物取壊し工（無筋コンクリート取壊し N=1式）
運搬処理工（無筋コンクリート殻運搬処分 N=1式、スクラップ材運搬処分 N=1式、抜根材運搬処分 N=1式、廃プラ運搬処分 N=1式）
公園施設撤去工（ブランコ撤去 N=1基、滑台撤去 N=1基、シーソー撤去 N=1基）

- (4) 工事期間 155日間（連休等を含む）

2 予定価格 7,242,000 円（税抜き）

3 最低制限価格 設定あり
（市営建設工事の請負契約に係る最低制限価格事務処理要領による。）

4 入札保証金 免除

5 契約保証金 1/10

6 入札参加条件

令和5・6年度市営建設工事競争入札参加資格者名簿の土木工事に市内業者（格付「C」）として登録されている者。

7 入札

- (1) 入札書類の到着期限 令和6年8月26日(月)（宮古郵便局必着）
- (2) 入札書類 ア 入札書（様式第4号）
イ 工事費内訳書（様式第5号）
ウ 縦覧確認書の写し
- (3) 提出方法 一般書留又は簡易書留による郵送とする。
- (4) 宛て先 「〒027-8799 宮古郵便局留 宮古市役所総務部契約管財課行」とする。
- (5) 入札関係書類の入手方法
総務部契約管財課のホームページからダウンロードすること。[\(https://www.city.miyako.iwate.jp/\)](https://www.city.miyako.iwate.jp/)

8 設計図書等の縦覧方法

- (1) 縦覧方法 貸出場所において設計図書等縦覧（貸出）申請書を提出し、PDF形式で縦覧用設計図書等が記録されたCDの貸し出しを受けて縦覧すること。
あわせて、市の確認印（収受印）が押印された縦覧確認書を受領すること。
- (2) 縦覧費用 無償
- (3) 貸出場所 宮古市役所 総務部契約管財課
- (4) その他 紙による設計図書等の縦覧が必要な場合は、その旨申し出ること。その場合は、貸出日時を指定する場合がある。

9 設計図書等の縦覧期間

- (1) 貸出の期間 次の期間の毎日午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで。
（ただし土曜日、日曜日、祝日、及び年末年始の閉庁日を除く。）
令和6年8月6日(火) から 令和6年8月23日(金) まで
- (2) 貸出の時間 貸出当日のうち、4時間以内に返却すること。

10 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 質問方法及び宛先 Eメールで総務部契約管財課宛申し出ること。（E-mail: keiyaku@city.miyako.iwate.jp）
- (2) 申し出期間 令和6年8月7日(水) から 令和6年8月19日(月) 午後3時まで
- (3) 回答内容と方法 質問及び質問に対する回答を総務部契約管財課のホームページに掲載する。
- (4) 回答掲載期間 令和6年8月21日(水) から 令和6年8月26日(月) まで

11 開 札

- (1) 日 時 令和6年8月27日(火) 午後1時50分 から
- (2) 場 所 宮古市役所 3階 入札室
- (3) 立 会 人 入札参加者で立会いを希望する者(参加業者当り1名)
- (4) 落札候補者 有効な入札を行なった者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者として指定する。

12 入札参加資格の確認

落札候補者は、入札参加資格確認書類を次のとおり提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和6年8月29日(木)
- (2) 提出書類
 - ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号-2)
 - イ 最新の経営事項審査結果通知書の写し
 - ウ その他入札参加条件を証明する書類
- (3) 提出方法 総務部契約管財課へ持参するものとする。
- (4) 確認結果の通知 原則として、(1)の提出期限から起算して3日以内に落札候補者へ通知する。

13 その他

- (1) 入札参加者は、条件付一般競争入札説明書及び条件付一般競争入札心得を遵守しなければならない。
- (2) 入札において、重大な瑕疵があった場合には、市営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づき、指名停止の措置を講ずるとともに、違約金を徴収することがある。
- (3) 条件付一般競争入札心得「3 入札の無効」に該当する入札は、無効とする。
- (4) 入札は、7(2)に掲げる書類を全て同時に提出すること。いずれか一つでも同時に提出されない場合、及び提出された書類に不備がある場合は、当該入札は無効となること。
- (5) 落札候補者は、12(2)に掲げる書類のほか、6の入札参加資格の確認のために市長が行う指示に従うこと。
- (6) 落札候補者が6の入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、入札参加資格を認めないことがある。
- (7) 入札参加資格がないと認められた落札候補者は、当該通知のあつた日から 令和6年9月2日(月) までの間、書面(様式任意)によりその理由の説明を求めることができる。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者(市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)は、入札に参加できない。

14 照会先

- (1) 一般的事項 総務部契約管財課 [電話 68-9070]
- (2) 設計に関する事項 都市整備部都市計画課 [電話 68-9108]